

平成26年4月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(ワ)第32号 補助金交付決定取消請求事件(甲事件)

平成24年(ワ)第85号 補助金交付差止等請求事件(乙事件)

口頭弁論終結日 平成26年2月18日

判 決

神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号

甲 事 件 原 告 長 瀬 猛
(以下「原告長瀬」という。)

神戸市灘区桜口町5丁目1-1-712

乙 事 件 原 告 岡 田 和 典
(以下「原告岡田」という。)

神戸市東灘区本山南町3丁目7番3号

乙 事 件 原 告 北 川 光 行
(以下「原告北川」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 徳 永 信 一

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

甲 事 件 被 告 兵 庫 県
(以下「被告兵庫県」という。)

同 代 表 者 知 事 井 戸 敏 三

同

乙 事 件 被 告 兵 庫 県 知 事
井 戸 敏 三
(以下「被告県知事」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 乗 鞍 良 彦

主 文

1 原告長瀬の訴えを却下する。

- 2 原告岡田及び原告北川の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、甲事件について生じたものは原告長瀬の負担とし、乙事件について生じたものは原告岡田及び原告北川の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

兵庫県知事が学校法人兵庫朝鮮学園（以下「本件学園」という。）に対してした平成23年12月1日付けの平成23年度外国人学校振興費補助金交付決定及び平成23年11月25日付けの同年度私立専修学校高等過程等生徒授業料軽減補助金交付決定をいずれも取り消す。

2 乙事件

- (1) 被告県知事は、本件学園及び井戸敏三に対し、それぞれ1億2685万5000円を兵庫県に対して支払うよう請求せよ。
- (2) 被告県知事は、本件学園及び井戸敏三に対し、それぞれ1億3211万2000円を兵庫県に対して支払うよう請求せよ。
- (3) 被告県知事は、本件学園及び井戸敏三に対し、それぞれ491万円を兵庫県に対して支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 兵庫県知事の職にあった井戸敏三（以下「井戸」という。）は、本件学園に対し、平成23年度において、同年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱（乙1の1。以下「平成23年度企画県民部要綱」という。）及び同年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要領（乙1の2。以下「平成23年度振興費要領」という。）に基づく補助金として1億3211万2000円、及び平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱（乙2。以下、「平成23年度授業料軽減要綱」といい、以上の同年度の各要綱等を「平成23年度要綱等」と総称する。）に基づく補助金として491万円を、平成2

4年度において、同年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱（乙27の1。以下「平成24年度企画県民部要綱」という。）及び同年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要領（乙27の2。以下「平成24年度振興費要領」といい、以上の同年度の各要綱等を「平成24年度要綱等」と総称し、平成23年度要綱等と併せて「本件各要綱等」と総称する。）に基づく補助金として1億2685万5000円を、それぞれ交付する旨を決定し（以下「本件各交付決定」と総称する。）、兵庫県は、本件学園に対し、上記各補助金を交付した（以下「本件各補助金交付」という。）。

本件は、兵庫県民である原告らが、本件各交付決定及び本件各補助金交付には地方自治法232条の2及び憲法89条後段に反する違法があるなどと主張して、原告長瀬にあっては、地方自治法242条の2第1項2号に基づき、被告兵庫県に対し、平成23年度の上記各決定の各取消しを求め（甲事件）、原告岡田及び原告北川にあっては、同項4号に基づき、被告県知事に対し、井戸及び本件学園を相手方として上記各補助金相当額の損害賠償請求及び不当利得返還請求をすることの義務付けを求める（乙事件）住民訴訟の事案である。

2 関連法令及び本件各要綱等の定め

(1) 地方自治法の定め

地方自治法232条の2は、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる旨を定めている。

(2) 教育基本法、学校教育法、私立学校法（以下「私学法」という。）及び私立学校振興助成法（以下「私学助成法」という。）の定め

ア 教育基本法第1章は、教育の目的及び理念を定め、第1条において、教育の目的を、第2条各号において、教育が学問の自由を尊重しつつ達成すべき目標を、それぞれ掲げ、第3条において生涯学習の理念を、第4条において教育の機会均等を、それぞれ定め、教育の機会均等に関し、全て国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければ

ならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないこと（同条1項）、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないこと（同条3項）等を定めている。

同法第2章は、教育の実施に関する基本を定め、義務教育（同法5条）、学校教育（同法6条～9条）、家庭教育（同法10条）、幼児期の教育（同法11条）、社会教育（同法12条）、政治教育（同法14条）及び宗教教育（同法15条）について定め、政治教育に関し、「法律に定める学校」は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない旨を定めている（同法14条2項）。

同法第3章は、教育行政について定め、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と定めた上（同法16条1項）、地方公共団体について、地域における教育の振興を図るため、実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないこと（同条3項）、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう必要な財政上の措置を講じなければならないこと（同条4項）等を定めている。

また、同法18条は、同法に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない旨を定めている。

イ 学校教育法は、「学校」を、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする（同法1条）一方で、これらの法律に定める学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び同法124条所定の専修学校を除く。）について「各種学校」の制度を設けている（同法134条1項）。

また、同法は、学校について、その設置廃止、設置者の変更等について文部科学大臣、都道府県の教育委員会、都道府県知事（以下「文部科学大臣等」という。）の認可を要求し（同法4条1項前段）、その設立認可の申請につき、①修業年限、学年、学期及び休業日に関する事項、②部科及び課程の組織に関する事項、③教育課程及び授業日時数に関する事項、④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項等を定めた学則（同法施行規則4条）等を添えて行うべきこととし（同規則3条）、校長及び教員の配置及び欠格事由を定め（同法7条、9条）、法令の規定に故意に違反したとき、法令の規定により文部科学大臣等がした命令に違反したとき、又は、6か月以上授業を行わなかったときは、文部科学大臣等において学校の閉鎖を命ずることができるものとし（同法13条1項）、上記各規定を各種学校に準用している（同法134条2項）。また、同法施行規則は、各種学校に関し必要な事項（同条3項）として、届出及び認可の申請手続（同規則3～7条、14条、19条、27条）、生徒の懲戒（同規則26条）、学校評価（同規則66～68条）に係る学校に関する規定を、それぞれ各種学校に準用している（同規則190条）。なお、各種学校については、同法3条所定の設置基準はないが、同法134条3項及び同法施行規則191条に基づいて、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）が定められ、修業期間、授業時数、施設、設備等に関する規定が置かれている。

そして、同法は、学校、専修学校又は各種学校以外の教育施設が学校又は大学院の名称を用いることを禁じ（同法135条）、学校、専修学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育（学校教育に類する教育）を行う場合には、各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができるものとし、当該教育施設がその勧告に従わず、又はその認可が得られなかった場合には、当該教育を止めるべき旨を命ずることができるものとする（同法136条1、2項）。

ウ 私学法は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高め、健全な発達を図ることを目的として掲げ（同法1条）、私立学校を設置するために設立される学校法人（同法3条）のほか、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（同法64条4項。以下「準学校法人」という。）に関する規定を置き、学校法人に関する同法第3章の規定全体を、準学校法人に準用している（同法64条5項）。

これにより、準学校法人は、学校法人と同様、その設立及び寄附行為の変更について所轄庁の認可が必要とされ（同法30条、31条及び45条の準用）、役員の数数が法定され、その選任に制限が設けられる（同法35条及び38条の準用）とともに、法令の規定に違反し又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合において、他の方法により目的を達することができない場合には、所轄庁において解散を命ずることができるものとされている（同法62条の準用）。そして、国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人のほか、準学校法人に対しても、私立学校教育に関し必要な助成をすることができるものとされている（同法59条の準用）。

エ 私学助成法は、上記私学法の規定を受けて、国又は地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる旨を定め（同法10条）、これを準学校法人に準用している（同法16条）。そして、同法12条は、所轄庁は、助成を受ける学校法人について、次の各権限を有する旨を定めており、同条は、準学校法人に準用されている（同法16条）。なお、私学法及び私学助成法上、準学校法人の所轄庁は都道府県知事とされている（私学法4条4号、私学助成法2条4項）。

（ア）助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法

人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

(イ) 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

(ウ) 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

(エ) 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(3) 本件要綱等の定め

ア 平成23年度企画県民部要綱（乙1の1）及び平成24年度企画県民部要綱（乙27の1。以下、両要綱を「**本件各企画県民部要綱**」と総称する。）は、それぞれ平成23年度及び平成24年度において、いずれも別紙1記載のとおり、学校教育法に基づく各種学校の認可を受けた外国人学校の設置者に対して補助金（以下「**外国人学校振興補助金**」という。）を交付する旨を定め（上記各要綱各2条及び各別表）、平成23年度振興費要領（乙1の2）及び平成24年度振興費要領（乙27の2。以下、両要領を「**本件各振興費要領**」と総称する。）において、その対象とする具体的な各種学校及びその設置者を、別紙2のとおり定め、補助金を交付することが適当でないと知事が認めた外国人学校については、対象から除く旨を定めている（同各要領各2条及び各別表）。

イ 平成23年度授業料軽減要綱（乙2）は、専修学校の高等課程（修了者に大学入学資格が付与される高等課程に限る。）のほか、各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして、別紙3中「別表1」（乙2・別表1）記載のものを「専修学校高等課程等」とし（同要綱2条別表1）、兵庫県内に当該専修学校高等課程等を設置する学校法人（準学校法

人を含む。以下同じ。)が、当該専修学校高等課程等に在籍する生徒の保護者に対し、その所得の多寡に応じ別紙3中「別表2」第2欄に掲げる金額以上の授業料軽減を行う事業を補助対象事業とし(同要綱3条1項)、進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者のうち、兵庫県内に住所を有し、同表第1欄等の所得基準を満たす者について、学校法人が授業料を軽減する場合に(同要綱4条)、予算の範囲内で同表第1欄に掲げる所得基準の区分に該当する申請者の数に同表第2欄に掲げる金額を乗じて得た額の合計額以内の補助金(以下「授業料軽減補助金」という。)を交付する趣旨のものである(第5条)。

3 前提となる事実(争いがない事実以外は、括弧内に認定の証拠〔特に断りのない限り甲事件の証拠番号〕を示す。)

(1) 当事者等

ア 甲事件及び乙事件の原告らは、いずれも兵庫県の住民である。

イ 井戸は、本件各交付決定から現在まで兵庫県知事の職にある。

(2) 本件学園及び本件各学校

ア 本件学園は、「教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校…を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的」として、昭和38年9月30日、被告県知事から私学法64条5項において準用する同法31条1項の規定により設立の認可を受けた準学校法人である。

イ 本件学園は、神戸朝鮮高級学校、神戸朝鮮初中級学校、西神戸朝鮮初級学校、西播朝鮮初中級学校、尼崎朝鮮初中級学校、伊丹朝鮮初級学校及び明石朝鮮初級学校(以下「本件各学校」と総称する。)について、学校教育法134条1項、4条、同法施行規則190条、3条に基づき、兵庫県知事から、それぞれ学校教育に類する教育を行う各種学校としてその設置認可を受け、これらの各種学校を運営している(ただし、明石朝鮮初級学

校については、平成24年3月27日付けで廃止の認可がされている。。

(乙3, 弁論の全趣旨)

ウ 本件各学校及び本件学園は、本件各振興費要綱が対象として定めた各種学校及びその設置者に含まれており(別紙2)、本件各学校のうち、神戸朝鮮高級学校は、平成23年度授業料軽減要綱が対象として定めた各種学校に含まれている(別紙3中別表1)。

(3) 本件各決定及び本件各補助金交付

ア 平成23年度

井戸は、兵庫県知事として、平成23年度振興費要綱等に基づき、本件学園から、同年10月21日付けで補助金交付申請を受け、本件学園に対し、同年12月1日付けで同年度外国人学校振興費補助金として1億3211万2000円を交付する旨の決定(以下「平成23年度振興費交付決定」という。)をし、兵庫県は、同決定に基づき、同月15日、本件学園に対し、上記金額の補助金を交付した(以下「平成23年度振興費交付」という。))。

井戸は、兵庫県知事として、平成23年度授業料軽減要綱に基づき、本件学園から、同年10月25日付けで補助金交付申請を受け、本件学園に対し、同年11月25日付けで同年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金として491万円を交付する旨の決定(以下「平成23年度授業料軽減補助交付決定」という。)をし、兵庫県は、同決定に基づき、同年12月15日、本件学園に対し、上記金額の補助金を交付した(以下、「平成23年度授業料軽減補助金交付」といい、平成23年度振興費交付と併せて「平成23年度補助金交付」という。)(乙4, 5, 7, 8, 弁論の全趣旨)

イ 平成24年度

井戸は、兵庫県知事として、平成24年度要綱等に基づき、本件学園か

ら同年12月3日付けで補助金交付申請を受け、本件学園に対し、同月14日付けで同年度外国人学校振興費補助金として1億2685万5000円を交付する旨の決定をし、兵庫県は、同月27日、同決定に基づき、本件学園に対し、上記金額の補助金を交付した（以下「平成24年度振興費交付」といい、平成23年補助金交付と合わせたものが本件各補助金交付である。）。（乙28，29，弁論の全趣旨）

(4) 監査請求及び訴訟提起等

ア 原告長瀬は、同年2月1日、平成23年度振興費交付決定及び平成23年度授業料軽減補助交付決定（以下「平成23年度交付決定」と総称する。）の取消しを求めて住民監査請求をし、兵庫県監査委員は、同年3月30日、同監査請求には理由がないとして棄却した。原告長瀬は、同年4月27日、甲事件に係る訴えを提起した。（甲1〔枝番含む〕，2，当裁判所に顕著）

イ 原告らは、同年7月23日、被告県知事が本件学園に外国人学校振興費補助金及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金を交付することの差止め並びに本件学園及び井戸敏三を相手方として平成23年度振興費交付及び平成23年度授業料軽減補助交付にかかる補助金の返還請求及び補助金相当額の損害賠償請求をすることを求めて住民監査請求をし、兵庫県監査委員は、同年9月21日、同監査請求には理由がないとして棄却した。

原告らは、同年10月6日、乙事件に係る訴えを提起した。なお、当時は、平成24年振興費交付前であり、上記原告らは、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、同年度以降の本件学園に対する補助金交付の差止めを求めていたが、平成25年4月10日の第6回口頭弁論において、これを請求欄記載の請求に変更した。また、原告長瀬は、乙事件に係る訴えを取り下げた。（乙事件甲1，2，当裁判所に顕著）

4 争点

(1) 甲事件に関するもの

平成23年度交付決定が「行政処分」（地方自治法242条の2第1項2号）に当たるか否か（本案前の争点）

(2) 甲事件及び乙事件共通

本件各交付決定及び本件各補助金交付（以下「本件各交付決定等」という。）に地方自治法232条の2又は憲法89条前段に反する違法があるか否か（本案の争点）

5 争点についての当事者の主張

(1) 本案前の争点について

【原告長瀬の主張】

最高裁判所平成15年9月4日第一小法廷判決（裁判集民事210号385頁。以下「平成15年判決」という。）は、労働基準監督署長（以下「労基署長」という。）が労働者災害補償保険法（平成11年法律第160号による改正前のもの。以下「労災保険法」という。）23条に基づいて行う労災就学援護費の支給に関する決定に関し、同制度は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、同法第三章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当であり、被災労働者又はその遺族は、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、労基署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならない、労基署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するなど説示して、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものと判断した。学説上も法律の根拠なき給付行政についても仕組み全体

を考察して処分視すべきものとされている。

本件については、私学助成法10条を準用する同法16条が、準学校法人に対し、所定の支給要件を具備するときは所定額の補助金の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えており、本件学園が具体的な支給を受けるためには、平成23年度要綱等に基づく所定の手続を経て、所定の支給要件を具備していることの確認を受けた上で、被告県知事の交付決定を受けなければならないから、平成23年度交付決定は、私学助成法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、本件学園及び本件各学校に通学する生徒の保護者の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

【被告兵庫県の主張】

地方自治体が私人に対して補助金を交付する関係は、地方自治体がその優越的地位に基づき公権力を発動して私人の権利、自由を制限し、これに義務を課するものではなく、本来、資金の交付を受けたいという私人の申込みに対する承諾という性質を有する非権力的なものであるから、その関係においては、原則として、地方自治法242条の2第1項2号に規定する行政処分は存在せず、法令等が特に補助金の交付決定に処分性を与えたものと認められる場合に限り、地方自治法242条の2第1項2号に規定する行政処分に当たるといふべきである。上記法令等には、いわゆる法治主義の原則の要請により、形式的意味の法律のみならず、条例等法律に準ずるものを含むが、行政庁が内部規則として定めた規則及びいわゆる要綱等は、法律ないし条例等の委任を受けたものでない限り、含まれないと解するのが相当である。

平成23年度交付決定は、私学法64条5項が準用する59条、私学助成法16条が準用する同法10条及び地方自治法232条の2に基づくものであるが、これらはいずれも地方公共団体が必要があると認める場合に補助金を交付することができる旨定めたものであって、一定の者に補助金を受給す

る権利ないし申請権を認めたものでないことは文言上明らかである。すなわち、平成23年度交付決定は、補助金の交付を希望する者からの申込みに対して、同申込みが補助対象事業である場合に、補助対象事業を行うことを条件として補助金を交付する旨の贈与の承諾をするものであって、兵庫県は、その行政内部の交付手続を平成23年度要綱等によって定めたに過ぎず、一定の者に補助金を受給する権利ないし申請権を定めたものではない。

なお、原告らが援用する平成15年判決は、労災保険法23条1項2号が政府が行うことのできる労働福祉事業の一つの例示として具体的に「遺族の就学の援護」を掲げており、このような規定を受けた規則や通達の全てを対象として制度の仕組みを検討し、処分性を判断したが、私学法、私学助成法、地方自治法の規定は、地方公共団体が学校法人等に補助金を交付できる旨を抽象的に定めているに過ぎず、これらの規定に基づく規則や通達もなく、兵庫県が要綱を定めるのみであって、労災就学援助費における「保険給付」に相当する制度もなく、平成23年度要綱等に係る補助金の交付を公権力の行使と解しうるような法令上の根拠は見当たらない。

(2) 本案の争点

【原告らの主張】

ア 地方自治法232条の2違反

(ア) 朝鮮総連は、その活動方針が朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）の政治方針と完全に一体化し、その人事も北朝鮮・朝鮮労働党の完全な支配下にあり、北朝鮮の国家思想原理である主体思想を信奉し、政治思想の中心に置いて、活動家に対する思想教育を熱心に行い、構成員の権利擁護機関及び北朝鮮の工作機関の二面性を持って、北朝鮮の国益や在日朝鮮人の私的利益を擁護するための活動を行っている政治勢力であって、全ての朝鮮学校と密接な関係にあり、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている。そのため、本

件学園が運営する本件各学校は、①北朝鮮政府によるゆがんだ歴史の教育場であり、反日教育、金日成・金正日に対する絶対忠誠を養う思想教育がされている、②日本社会で共生を目指す在日朝鮮人を否定する教育がされている、③教科書の内容（朝鮮高級学校の現代史教科書「現代朝鮮歴史」の記載内容には虚偽が多く、虚偽を教え込むことはある種の犯罪である。）が朝鮮総連によって決定され、その変更には北朝鮮の決裁が必要である、④生徒を朝鮮総連傘下の政治団体に強制加入させ、政治動員している、⑤課外活動を通じた思想教育と資金の徴収がなされている、⑥転向しようとする生徒に対して組織を上げた圧力をかけている、⑦北朝鮮管理下での校長と朝鮮総連幹部が一体化した人事がなされている、⑧教員は我が国の教員免許を持たず、朝鮮大学等における思想教育が必須とされている、という問題がある。

- (イ) 上記のような本件各学校を運営する本件学園に対する補助金交付は、次のとおり、教育基本法14条2項、16条1項及び拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「**北朝鮮人権侵害対処法**」という。）3条に違反するから、これに地方自治法232条の2所定の公益上の必要があるとした井戸の判断には、裁量を逸脱又は濫用した違法がある。

a 教育基本法14条2項違反

朝鮮学校は、教育基本法14条2項の政治教育の中立性の要請に服さない各種学校であり、それは、民族教育と称する北朝鮮当局の意向に沿う独自の政治教育事業の自主性を貫くためである。かかる朝鮮学校に対する補助金の交付は、北朝鮮と一体となった政治活動に対する支援の意味を持つことを避けられず、我が国の教育理念を定める教育基本法の趣旨に違背する朝鮮学校は、国又は地方公共団体から教育振興補助金の支給を受ける資格がない。

b 教育基本法 16 条 1 項違反

教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」とは、国民全体の意思を離れて一部の勢力が教育に不当に介入する場合を指すところ、同項の趣旨が、現行教育基本法による全部改正前の教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号。以下「旧教育基本法」という。）10 条の趣旨を引き継ぎ、教育の独立性を擁護するところにあることからすれば、現実に影響力を行使している団体の政治的性格と、影響の結果としての教育内容に着目し、その教育内容が当該団体の著しく偏った政治的主張や運動方針を絶対的に正しいものとして教え、その批判を許容する余地のない程度にまで至っている場合には、上記「不当な支配」があるといわざるを得ない。また、最高裁判所昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決（刑集 30 巻 5 号 615 頁。以下「昭和 51 年判決」という。）は、旧教育基本法 10 条 1 項の「不当な支配」の主体を問わないと判示しているから、その規律対象となる支配の主体に朝鮮総連のような社会組織が含まれることは当然であり、同判決が説示したところと前記(ア)で主張した朝鮮総連の活動からすれば、朝鮮総連が、全国民の意思から離れ、著しく偏った立場に固執している政治勢力であることは疑いの余地がない。そして、朝鮮総連が支配する朝鮮学校における教育内容は、事実とは関係なく北朝鮮の政治的宣伝を羅列するだけの「現代朝鮮歴史」を一読すれば明らかなように、教育基本法が求める教育の独立も教育の自由もなく、北朝鮮と一体化した政治勢力である朝鮮総連によって、誤った知識や一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するものであるから、「不当な支配」があることは明らかであり、教育基本法 16 条 1 項に違反する。

被告らが指摘する学校教育法施行規則 150 条 7 号については、大学等への入学資格と教育の名の下に公教育の趣旨・目的に合致しない

教育活動がなされていることは別のことであるし、同号の朝鮮高校への適用拡大は、両親の事情等から朝鮮学校に通学することを余儀なくされた在日朝鮮人の学生にも国公立私立大学等の受験のチャンスを与えるという人道的措置であり、それをもって公益性を認めたものと解するのは短絡に過ぎる。このことは、被告らが指摘する全国高等学校総合体育大会への出場資格等についても同様である。

c 北朝鮮人権侵害対処法 3 条違反

北朝鮮人権侵害対処法 2 条 1 項は、国が北朝鮮当局による国家的犯罪行為である拉致問題を解決する義務を負うことを明記し、拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について徹底した調査等を行い、その帰国の実現に最大限の努力をする義務があること（同条 2 項）や、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めること（同条 3 項）を規定し、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるという地方公共団体の責務を規定している（同法 3 条）。ところが、朝鮮学校における民族教育では、北朝鮮当局による人権侵害はおろか日本人拉致問題についても「解決済み」だとする北朝鮮当局の立場が一方的に教えられており、かかる教育を行っている朝鮮学校に対する補助金の交付は、拉致問題は解決済みとする北朝鮮の立場を地域住民である生徒に教育することを支援することになるばかりか、朝鮮総連を迂回して北朝鮮に対する支援となるおそれもあり、拉致問題の解決のため経済制裁を課していることの実効性を虚しくする。

イ 憲法 89 条後段違反

憲法 89 条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若

しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定めるところ、この「公の支配に属しない」事業への公金支出禁止の法的意味については、学説が対立しているが、いずれも、当該事業が我が国の公の利益に沿わない場合に、公の権力が当該教育事業の構成・人事・内容・財政等について影響を及ぼして是正する途が法的に確保されていることを必要としている。

しかし、本件各学校は、「法律に定める学校」ではないため、国及び兵庫県にはそこで行われている教育内容や政治活動について指揮する法的権限がなく、是正を求めることができないし、実際にも兵庫県は、教育内容を確認していないと推認される。また、人事についても、日本国政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者は、校長ないし教員になれないところ（学校教育法9条）、日本国政府を敵視している朝鮮労働党の党員のメンバーだった者はこれに該当すると思われるが、朝鮮総連にこれを照会しても詮なく、確認する術がない。さらに、本件企画県民部要綱の補助事業の対象となる経費は經常経費とされており、私学助成法上、学校の經常経費に対する補助（同法9条）については、会計書類等の作成、会計処理の報告等が求められているが（同法14条）、これは準学校法人には準用されず（同法16条）、厳格な監督規定がない。補助金の申請に当たって提出する財務資料についても、私学助成法4条3項では公認会計士又は監査法人による監査が必要だとしているが、各種学校には準用されていない。

これらのことからすると、本件学園による民族教育事業は、我が国の「公の支配に属しない」事業であるといわざるを得ず、これに対する補助金交付は憲法89条後段に違反する。

【被告らの主張】

ア 地方自治法232条の2違反の主張に対して

(ア) 本件補助金交付は、私学法64条5項が準用する同法59条、私学助成法16条が準用する同法10条及び地方自治法232条の2の定めのほか、本件要綱等に基づくものであるところ、本件振興費要綱等は、外国人学校教育についての運営費の補助を定めるものであり、同補助金の趣旨は、運営費の補助を通じ、外国人生徒・児童等に対する教育の機会均等や、国際親善等の推進を図ることにある。平成23年度授業料軽減要綱も、外国人生徒・児童等に対する教育の機会均等や、国際親善等の推進を図ることを目的とし、特に保護者の所得が低額である生徒に対し、授業料の負担を軽減して、就学機会の確保を図ることを目的とする。外国人生徒・児童等に対しても、教育に対する配慮が必要であることは言うまでもなく、振興費補助事業は、地方公共団体たる被告兵庫県と国際社会との架け橋となる人材育成に資する事業でもある。また、本件学園の寄付行為は、日本をはじめとする国際社会に活躍し得る人材の育成も目的としており、実際上も、本件各学校のうち神戸朝鮮高級学校については、国公立大学等が卒業生の受験資格を認めていること（学校教育法施行規則150条7号）、全国高等学校総合体育大会等のスポーツや文化面においても、高等学校等と同様に活動していることなどから、被告らは、基本的に小中高校等に準じた教育施設として、他の外国人学校と同様の取扱いをしているものであって、公益上の必要性は強く認められる。

(イ) 原告らは、本件各交付決定等が、教育基本法14条2項、16条、北朝鮮人権侵害対処法3条に違反すると主張する。

しかしまず、教育基本法14条2項については、各種学校たる本件各学校に同項が適用されないからといって、直ちに本件補助金交付が違法になるものでないことは、私学法64条5項が準用する同法59条、私学助成法16条が準用する同法10条の各規定からも明らかである。

また、教育基本法16条1項については、朝鮮総連が「不当な支配」の主体となり得ることは否定しないが、日本の幼小中高校と同学齢の児童生徒が学び、前記のとおり、国公立私立大学等において卒業生に入学資格を認めたり、全国高等学校総合体育大会等のスポーツや文化面においても高校等と同様の活動をしたりしている本件各学校について、教育事業全体が公益に沿わないと断じることはできず、本件各学校が朝鮮総連による「不当な支配」に服しているとは見ることができない。

さらに、北朝鮮人権侵害対処法3条については、地方公共団体の責務を定めたものであって、「国民世論の啓発を図るよう努める」ことのほか、具体的な作為ないしは不作為義務を課するものではないから、原告の主張はその前提を欠いている。

イ 憲法89条後段違反の主張に対して

本件学園及び本件各学校は、次のとおり、学校教育法、私学法、私学助成法等教育関係法規による法律上の規制を受けており、補助金の使途やその事業等が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産の濫費を避けることができるから、本件学園及び本件各学校に対しては、憲法89条後段に規定する「公の支配」に属している。

(ア) 本件学園に対する規制

本件学園は、私学法64条4項の学校法人として認可を受けており、その資産、組織、管理に関して法的に規制されている（私学法64条5項で準用される同法25条、35条、48条）。また、本件学園に対しては、被告兵庫県の所轄庁である被告県知事は、収益事業の停止や解散を命ずることができる（私学法64条5項で準用される同法61条、62条）。さらに、補助金の交付を受けた私学法64条4項の法人については、私学助成法により、被告兵庫県の所轄庁である被告県知事は、業務や会計の状況を報告させ、予算の変更や役員の解職をすべき旨を勧告

することができる等とされている（私学助成法16条で準用される同法12条1号ないし4号）。

私学助成法14条は、国の経常費補助又は国補助を財源とする都道府県の経常費補助を受ける学校法人につき、文部科学大臣の定める会計基準によることを義務付ける一方で、都道府県単独財源による補助金を受ける準学校法人に対しては、このような義務を課してはいないが、同法は、準学校法人に対しては、同法12条各号の規制を及ぼしているものであり、これらによって所轄庁は十分に適切な監督を行いうるというべきである。また、本件各企画県民部要綱では、会計に関し、補助事業に係る帳簿の備付け等必要な監督を行っている。

(イ) 本件各学校に対する規制

各種学校たる本件各学校に対しては、所轄庁が教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求め（私学法64条1項で準用される同法6条）、学校の閉鎖命令を行う権限（学校教育法134条2項で準用される同法13条1項）を有している。

第3 争点に対する判断

1 甲事件の本案前の争点について

- (1) 地方公共団体が私人に対して補助金を交付する関係は、地方公共団体が、その優越的地位に基づき公権力を発動して私人の権利自由を制限し又はこれに義務を課するものではなく、本来、資金の給付を求める私人の申込みに対する承諾という性質を有する非権力的な給付行政に属するものであるから、その関係においては、原則として、地方自治法242条の2第1項2号所定の行政処分は存在しないものというべきである。ただ、法令等が、一定の政策目的のために、特に一定の者に補助金の交付を受ける権利を与えるとともに、補助金の交付手続により行政庁に当該者の権利の存否を判断させることとした場合や、法令等が補助金の交付手続を定める中で行政庁による不支給

決定に対して不服申立手続を設けているような場合など、補助金の交付決定に処分性を与えたものと認められる場合には、例外的に、当該決定は、地方自治法242条の2第1項2号所定の行政処分に該当すると解される。

- (2) 弁論の全趣旨によれば、平成23年度交付決定は、私学法64条5項により準用される同法59条、私学助成法16条により準用される同法10条及び地方自治法232条の2に基づいて行われたと認められるところ、このうち、地方自治法232条の2には、公益上の必要がある場合のほか要件・効果の定めがない。その趣旨は、どのような者にどのような補助を行うかの判断を、地方公共団体の執行機関等が社会的・地域的事情を総合的に考慮して行う公益上の必要に関する政策的な裁量に委ねたものと解するのが相当であり、一定の者に補助金の交付を受けられる地位を与える趣旨を含むものとは解されない。

また、私学法の上記各規定は、地方公共団体が教育の振興上必要があると認める場合に、別に法律で定めるところにより、準学校法人に対して必要な助成をすることができる旨を定め、これを受けた私学助成法の上記各規定が、地方公共団体が準学校法人に対して補助金の支出等を行い得る旨を定めているが、これらの法令にも、どのような準学校法人がどのような事業を行う場合にどの程度の補助金を支出するのか、具体的な要件・効果に関する規定は見当たらない。さらに、上記各法令には、準学校法人に対する補助金の支出等の具体的な手続を定める規定や、これに補助金の交付等の請求権・申請権を認める規定、不支給決定に対して不服申立手続を設ける規定等もなく、そのような規定の制定等を地方公共団体に委任する規定も見当たらない。これらのことを総合すると、私学法及び私学助成法の上記各規定は、地方公共団体が準学校法人に対して補助金の支出等ができることを規定したにとどまるものと解するのが相当であって、上記各法令の規定が、準学校法人に対し、補助金の交付を受ける権利や補助金の支給申請権を与える趣旨を含

むものと解することはできない。

そして、平成23年度要綱等は、私学法、私学助成法及び地方自治法等の委任によらず、条例（地方自治法14条）の形式によらず、いわゆる要綱という形式で定められている上、その各目的（平成23年度企画県民部要綱第1条、平成23年度振興費要領第1条、平成23年度授業料軽減要綱第1条）からみても、また、補助金交付申請手続、これに対する被告の調査等の手続、交付額及び交付するか否かの決定の方法、交付方法、交付後の補助事業の実績報告等の確認、それに伴う減額の措置等の一連の手続を定めた内容からみても、さらには、その規定中に不支給決定に対する不服申立てについての規定がないことからみても、兵庫県内部の事務手続を定める趣旨を超えて、対象者に当該補助金の交付を受けることのできる法的権利を認める趣旨を含むものとは解されない。そのほか、平成23年度交付決定に法令等が処分性を与えたとは解する根拠は見当たらない。

- (3) よって、平成23年度要綱等に基づく平成23年度交付決定は地方自治法242条の2第1項2号の行政処分に該当せず、その各取消しを求める原告長瀬の甲事件の訴えは不適法である。なお、原告長瀬は、平成15年判決を根拠として、私学助成法16条が準学校法人に対し、補助金の交付を受ける抽象的地位を与えていると主張するが、同判決は、労基署長が労災保険法23条に基づいて行う労災就学援護費の支給に関する決定に関するものであって、その解釈が、直ちに私学助成法16条に及ぶものではない。原告長瀬は、同判決及び学説を根拠として仕組み全体を考察すべきとも主張するが、同条については、関係法令及び本件要綱等の仕組みを全体としてみても、その補助金交付決定に処分性を認める趣旨があると解されないことは、前記(2)で説示したとおりであるから、原告長瀬の上記主張は採用できない。

- 2 乙事件の本案の争点について（以下、原告北川及び原告岡田を「原告ら」という。）

(1) 地方自治法 232 条の 2 違反の主張について

ア 前記説示のとおり、地方自治法 232 条の 2 が公益上の必要のほか、補助の要件・効果を定めていないのは、地方公共団体の執行機関等が、社会的、地域的事情等を総合的に考慮して、補助をする公益上の必要があるか否かを政策的に判断すべきとする趣旨と解されるから、同規定に基づく補助金交付決定は、それが同規定に基づく裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである場合に限り、違法の評価を受けるものと解される。

イ(ア) そこで、まず、本件各要綱等の目的について検討すると、弁論の全趣旨によれば、本件各要綱等は、児童・生徒に対する教育の機会均等及び国際親善等の推進を図ることを目的として定められたものであり、特に、平成 23 年授業料軽減要綱は、保護者の所得が低廉な生徒に対する修学機会の均等を目的として定められたものと認められるところ、教育基本法 4 条 1, 3 項, 16 条 3, 4 項等に照らせば、上記のような本件各要綱の政策目的が、公益に合致することは明らかである。

イ(イ) 次に、本件各要綱等は、各種学校の認可を受けた外国人学校を補助の対象とするところ、各種学校とは、前記第 2 の 2(2)イのとおり、学校教育法が学校教育に類する教育を行うものとして認可制の下に公認することとした教育施設であって、学校の名称使用を認められているものである。同イのとおり、同法は、無認可の教育施設については、学校の名称使用を禁じ、これが学校教育に類する教育を行う場合に、各種学校の認可を受けるよう勧告し、さらには当該教育を止めるよう命じることができるものとしているが、これは、公認の教育施設と無認可の教育施設との紛らわしさをなくし、教育の普及充実に図る観点から、教育施設を体系的に整備して全国的に一定水準以上の教育を確保し、公認の学校として保護育成するなどの施策の遂行に役立てる趣旨と解される。すなわち、各種学校は、上記のような立法政策の下で全国的に一定水準以上の

教育を確保する趣旨で整備された公認の教育施設と位置づけられるものである。また、外国人は、日本人と等しく地方公共団体の区域内に住所を有していても当然に義務教育の対象とはされず、保護者が子女を外国人学校に修学させることも多いと考えられる。これらのことを考慮すると、児童・生徒に対する教育の機会均等及び国際親善等の推進を図るという政策目的の下で、各種学校の認可を受けた外国人学校を補助の対象とすることが、公益に合致しないものとも言い難い。

- (ウ) さらに、本件各要綱等が具体的に対象として定めた別紙2及び3（表1）記載の外国人学校と弁論の全趣旨を総合すると、兵庫県は、本件各学校についても、西欧諸国や中国など他の国の外国人学校と差別することなく、基本的に小中高等学校に準じた公認の教育施設として、同等の取扱いをすることとして、これを対象に含めたと認められる。

前記前提となる事実及び証拠（乙16～21〔枝番含む〕）によれば、本件各学校は、学校教育法上の幼小中高校に相当する年齢の児童、生徒を対象とすること、本件学園は、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材の育成をも目的として認可を受けた準学校法人であり、本件各学校の教育目的としても、在日コリアンとしての自覚、民族的アイデンティティーの基礎確立等のほか、科学技術の発展、高度情報化社会、国際化社会に対応しうる資質、実力、体力の育成等が掲げられていること、その教育課程には、朝鮮歴史、朝鮮地理、朝鮮語などの学科のほか、算数・数学、理科、日本語、英語、社会、図画工作、音楽、体育など、学校教育法に基づく学校の教育課程として定められた学科（同法33条、48条、52条、同法施行規則50条、72条、83条、別表第3）と共通する学科が多数組み込まれ、神戸朝鮮高級学校からは、国公立大学を始め、私立大学、短期大学などの個別入学資格審査（学校教育法施行規則150条7号）を経た者が平成22～24年度において2

5～33人いたこと、課外活動としても、我が国の小中高等学校で通常行われているクラブ活動（サッカー、バスケットボール、バレーボール、吹奏楽など）やボランティア活動などが行われ、運動部が全国高等学校総合体育大会に出場したり、文化部が兵庫県のコンクールに出場するなど、高等学校の生徒と同様の活動をしていることが認められ、このような教育が、我が国の小中高等学校における学校教育に類する教育に当たるものと評価されて、公認の教育施設としての各種学校の認可を受けていると認めるのが相当である。

上記認定のような本件各学校について、基本的に小中高等学校に準じた公認の教育施設と認めることは、教育基本法、学校教育法、私学法及び私学助成法その他の教育関係法令に照らして不合理なこととは言い難い。そして、等しく基本的に小中高等学校に準じた教育施設として公認された各国の外国人学校について、同等の取扱いをするということもまた、不合理なこととはいえない。

ウ(ア) 以上に対し、原告らは、井戸の上記判断が、教育基本法14条2項及び同法16条に反して公益上の必要性を認めたもので、裁量権の逸脱、濫用がある旨主張する。

(イ) しかしまず、原告らの教育基本法14条2項違反の主張は、同項の規定する政治教育の中立性の要請に服さない各種学校に対する補助金の交付の違法を主張するものであるところ、各種学校が同項の適用を受けないことは、原告らが主張するとおりであるし、関係法令にも各種学校に党派的政治教育を禁止する旨の規定は見当たらない。しかし、私学法及び私学助成法は、そのことを前提として各種学校に対する補助等を許容しているものと解されるのであって、我が国の教育関連法令が、同項の政治教育の中立性の要請を満たさないところのある教育について、一切の公益性を否定する立場に立つものとは解されない。したがって、本件

各学校が上記要請に服さないことから、直ちに井戸の判断に裁量の逸脱、濫用があるとはいえない。

(ウ) 次に、原告らの同法16条1項違反の主張は、要旨、本件各学校において朝鮮総連が誤った知識や一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を強制しており、これが昭和51年判決が説示した「不当な支配」に当たる旨の主張である。

しかし、教育基本法16条1項が、教育について「不当な支配に服することなく」、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき」と規定し、同法18条において必要な法令を制定すべきものとしているのは、昭和51年判決が、教育に対する国の権能及び親、教師等の教育の自由についての理解を背景として、教育に対する許容される目的のために必要かつ合理的と認められる教育行政の介入は、必ずしも旧教育基本法10条の「不当な支配」に当たるものではない旨を説示したことを踏まえ、その介入を国会が制定した法律の定めるところにより行うことを明らかにしたものと解される。そして、上記「他の法律の定め」に当たる教育関連法令は、前記第2の2(2)のとおり、学校教育法において、学校以外の公認の教育施設としての各種学校の制度を設け、私学法及び私学助成法においてこれへの補助を認める一方で、教育行政による各種の規制や監督の仕組みを設けているのであるから、これらの規制や監督は、各種学校における教育が「不当な支配に服しない教育として」公認するに足りる程度の公益性を有することを確保する趣旨を含むものと解するのが相当である。換言すると、各種学校は、上記の規制や監督の仕組みの下に置かれることによって「不当な支配」に服しないことが確保された教育施設というべきであるから、当該規制や監督が適正に行われていないというような事情がない限り、「不当な支配」が及んでいると認めることはできない。そして、本件全証拠によっても、本件各学

校について、上記規制や監督が適正に行われていないことをうかがわせる事情は見当たらないから、本件各学校に「不当な支配」が及んでいる旨の原告らの主張は採用できない。

(エ) なお、原告らは、「不当な支配」の根拠として、高等学校の現代史の教科書（甲 2 2 の 1 ～ 2 2 の 3）を提出するが、前記イで認定した本件各学校の教育課程や運動面、文化面の活動からすれば、1 教科の教科書の記載のみをもって、本件各学校において、原告らの主張するような著しく偏った教育事業のみが行われていると認めることはできないし、本件各学校の教育全体が公益に沿わないものと断じることもしない。また、原告らは、上記主張の根拠として、朝鮮総連と朝鮮人学校との関係に関する内閣の答弁（甲 1 9 の 2，2 0 の 2）や、朝鮮総連に関する公安調査庁の報告書（甲 1 1 [枝番含む]）なども提出するが、これらは、教育行政上の観点からのものではなく、その記載をもって、本件各学校の教育事業に一切の公益性が認められないとすることもできない。さらに、原告らが他に提出する文献、陳述書等の証拠は、作成者の主観的な認識や意見を表明したものであって、原告らの主張を裏付ける的確な証拠とはいえない。そのほか、本件全証拠によっても、本件各学校を他の認可を受けた外国人学校と同等に取り扱ってはならないといえるような事情を認めることはできない。なお、原告らは、本件補助金交付が北朝鮮人権侵害対処法 3 条に反するとも主張するが、同条は地方公共団体の努力義務を定めた規定と解されるから、本件補助金交付の違法性の有無を左右するものとはいえない。

エ 以上の諸事情に照らすと、本件各交付決定等につき、地方自治法 2 3 2 条の 2 所定の公益上の必要があるとした井戸の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとはいえないから、本件各交付決定等は同条に反して違法なものであるということはいえない。

(2) 憲法 89 条後段違反の主張について

ア 原告らは、本件学園の構成・人事・内容・財政等に対する介入の限界を指摘して、本件学園には憲法 89 条後段の「公の支配」が及んでいないと主張する。

イ しかし、同条の趣旨は、公の支配に属しない教育事業に公の財産が支出又は利用された場合には、教育の事業はそれを営む者の教育についての信念、主義、思想の実現であるから、教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動に公の財産が支出されたり、利用されたりするおそれがあり、ひいては公の財産が濫費される可能性があることに基づくものである。このような法の趣旨を考慮すると、教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させる上で必要な公の支配の程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、当該事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。この支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等、その内容にまで公権力が直接的に関与することを要するものではなく、また、憲法 89 条は、必ずしも、規制が法律によるものであることを求めるものではないと解される。

ウ 本件各補助金交付が、私学法 64 条 5 項により準用される同法 59 条、私学助成法 16 条により準用される同法 10 条及び地方自治法 232 条の 2 に基づくことは、前記説示のとおりであるところ、私学法 59 条、私学助成法 10 条等の規定は、憲法 89 条の規定を受けたものであり、私学法による学校法人という形態を採る場合の教育事業に対し、その公教育たる性格に着目し、かつ、私立学校の自主性を尊重しつつ、一定の基準に基づき助成することを定めたものである。そして、同法 12 条は、所轄庁に、

助成を受ける学校法人に対して、業務又は会計に関する報告聴取及び質問検査（同条1号）、収容定員是正命令（同条2号）、予算変更勧告（同条3号）、役員解職勧告（同条4号）の各権限を規定している。私学助成法10条、12条等は、準学校法人（私学法64条5項）にも準用される（私学助成法16条）。また、私学法上も、所轄庁である被告県知事は、準学校法人（私学法64条4項）に法令違反等があった場合には、解散を命じ得ることとされ、収益事業の停止を命ずることもできる（同法61条、62条、64条5項）。さらに、被告県知事は、本件各学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めたり（私学法6条、64条1項）、法令の規定に故意に違反した場合等には、閉鎖を命じ得ることとされており（学校教育法13条1項、134条2項）、この命令に違反した場合には罰則が設けられている（同法143条）。

加えて、本件企画県民部要綱（乙1の1、27の1）においては、振興費補助の交付申請（各要綱各3条）とこれに対する知事の交付決定（同各4条）、補助事業の変更、中止又は廃止の場合の被告県知事の事前承認（同各7条）、補助事業の遂行状況報告（同各9条）及び実績報告（同各11条）とこれを踏まえた被告県知事の是正命令（同各12条）、同要綱の規定に違反した場合等の交付決定取消し（同各15条）及び補助金返還命令（同各16条）、会計に関して、補助事業に係る帳簿の備付け、証拠書類の整理と補助事業完了年度の翌年度から5年間の保存（同各18条）、一定期間内の財産の処分制限、処分制限対象財産に係る台帳整備を求める（同各19条）などの規定を設けている。また、平成23年度授業料軽減要綱（乙2）においては、交付申請（同要綱7条）とこれに対する知事の交付決定（同8条）、補助事業変更の場合の被告県知事の事前承認（同11条）、補助事業の実績報告（同13条）とこれを踏まえた被告県知事の補助金額の確定（同14条）、同要綱の規定に違反した場合等の交

付決定取消し及び補助金返還命令（同 16 条）、会計に関して、補助金に係る経理を明らかにする帳簿の備付け、証拠書類の整備及び当該年度終了後 5 年間の保存（同 18 条）などの規定を設けている。そうすると、被告兵庫県においては、本件補助金交付に当たり、本件企画県民部要綱並びに平成 23 年度授業料軽減要綱によって、公の利益に沿わない事業により濫費されることを防止するための具体的な措置を講じているといえることができる。実際にも、本件学園は、被告県知事に対して、補助事業の実績報告していることが認められる（平成 23 年度振興費交付に対して乙 6、平成 23 年度授業料軽減補助交付に対して乙 9、平成 24 年度振興費交付に対して乙 30）。

以上のような法律上の規定及び本件各要綱の内容に照らせば、本件学園及び本件各学校の教育事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正し得る途が確保され、公の財産が濫費されることを防止し得るといえることから、本件学園及び本件各学校に対しては、憲法 89 条後段の「公の支配」が及んでいるというべきであり、原告らの主張は採用できない。

(3) 小括

以上によれば、本件各交付決定等が地方自治法 232 条の 2 及び憲法 89 条後段に違反するということとはできないから、被告県知事に対し、井戸及び本件学園を相手方として、損害賠償請求及び不当利得返還請求をすることの義務付けを求める原告岡田及び原告北川の請求には理由がない。

第 4 結論

よって、原告長瀬の平成 23 年度交付決定の取消しを求める訴え（甲事件）を却下し、原告岡田及び原告北川の請求（乙事件）をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第 2 民事部

裁判長裁判官 東 亜 由 美

裁判官 塚 本 晴 久

裁判官福島かなえは転補のため署名押印することができない。

裁判官 東 亜 由 美

補助事業名	外国人学校振興費補助
補助事業の目的	外国人学校に在籍する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、もって外国人学校教育の運営に資する。
補助事業の対象となる者	外国人学校の設置者 学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で同法第134条第2項で準用する同法第4条に基づき認可を受けたもの
補助事業の対象となる経費	次の事業に要する経費 1 専任教職員人件費 2 教育研究経費及び管理経費 消耗品、光熱水費、旅費交通費、修繕費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、経理指導費、福利厚生費 3 校地、校舎取得に係る借入金利息 4 設備関係支出 教育研究用機器備品支出及び図書支出 5 その他、知事が必要と認める経費
補助率	定 額
補助金の額	予算の範囲内の額
適用除外する条項	第21条第2項
その他の事項	補助金交付事務取扱要領による。

別表1 外国人学校一覧表

学 校 名	設 置 者
伊丹朝鮮初級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
尼崎朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
神戸朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
西神戸朝鮮初級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
神戸朝鮮高級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
西播朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
カネディアン・アカデミー	(学) カネディアン・アカデミー
聖ミカエル国際学校	(学) 聖ミカエル国際学校
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール	(学) マリスト国際学校
神戸ドイツ学院	(財) 神戸ドイツ学院
神戸中華同文学校	(学) 神戸中華同文学校
芦屋インターナショナルスクール	(学) 芦屋インターナショナルスクール

(12校)

(7法人)

別表 1 (第 2 条関係)

名 称
カネディアン・アカデミイ (第 10 学年から第 12 学年までの課程に限る。)
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール (高等科の第 1 学年から第 3 学年までの課程に限る。)
神戸朝鮮高級学校 (第 1 学年から第 3 学年までの課程に限る。)

別表 2 (第 3 条関係)

(単位: 円)

第 1 欄		第 2 欄
保護者の所得等		軽 減 金 額
生活保護世帯		60,000 円
平成 23 年度市 (町) 民 税所得割額 (保護者全員の合算)	0 円	35,000 円
	18,900 円未満	25,000 円
	111,000 円未満	15,000 円

これは正本である。

平成26年4月22日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

山

本

基真子

